

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第50号

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則

香川県立保健医療大学規則(平成15年香川県規則第105号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学選考の手数料の納付等) 第9条 略</p> <p>2 既納の入学選考手数料は、還付しない。ただし、大学が<u>大学入学共通テスト</u>において受験することを課した科目を既に入学選考手数料を納付した者が受験していないことにより入学選考の出願の資格がないことが判明したときは、当該入学選考手数料を納付した者からの申出により、既納の入学選考手数料のうち13,000円を還付する。</p>	<p>(入学選考の手数料の納付等) 第9条 入学選考の手数料(以下「入学選考手数料」という。)は、入学を志願するときに納付しなければならない。</p> <p>2 既納の入学選考手数料は、還付しない。ただし、大学が<u>大学入試センター試験</u>において受験することを課した科目を既に入学選考手数料を納付した者が受験していないことにより入学選考の出願の資格がないことが判明したときは、当該入学選考手数料を納付した者からの申出により、既納の入学選考手数料のうち13,000円を還付する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。